

荒尾漁業協同組合有共第1号第1種共同漁業権行使規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する有共第1号第1種共同漁業権（以下「有共第1号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（漁業を営む権利を有する者の資格）

第2条 有共第1号の内容である次の左欄に掲げる漁業について、その漁業を営む権利を有する者(以下「有資格者」という。)の資格はそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

漁業の名称	資格
にし漁業	個人である組合員であること
ばい漁業	〃
うみにな漁業	〃
あかがい漁業	〃
さるぼう（もがい）漁業	〃
たいらぎ漁業	〃
かき漁業	〃
あさり漁業	〃
しおふき（ばがい）漁業	〃
まてがい漁業	〃
あげまき漁業	〃
うみたけ漁業	〃
おごのり漁業	〃
いそぎんちやく漁業	〃
たこ漁業	〃
あなじゃこ（まじゃく）漁業	〃
えむし漁業	〃

2 前項の有資格者が死亡した場合において、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該漁業を営むべき者を定めた時は、その者）が組合員となった時は、その者は前項に規定する有資格者とみなす。

3 組合長は、組合に漁業権行使者名簿を備え、第1項の漁業毎に有

資格者の住所、氏名、生年月日その他必要な事項を記載しなければならない。

- 4 前3項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の委任をしてはならない。

(漁業を営むべき期間及び区域)

第4条 次の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄の期間中でなければ営んではならない。

ただし、組合長は理事会の承認を得て水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間及び区域を制限することができる。

漁業の名称	期間
にし漁業	1月1日から12月31日まで
ばい漁業	〃
うみにな漁業	〃
あかがい漁業	〃
さるぼう(もがい)漁業	〃
たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
かき漁業	1月1日から12月31日まで
あさり漁業	〃
しおふき(ばがい)漁業	〃
まてがい漁業	〃
あげまき漁業	〃
うみたけ漁業	〃
おごのり漁業	〃
いそぎんちやく漁業	〃
たこ漁業	〃
あなじゃこ(まじゃく)漁業	〃
えむし漁業	〃

2 前項の規定により、組合長が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁法の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄の漁法により営んではならない。

ただし、組合長は理事会の承認を得て、水産動植物の繁殖保護又は、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法を制限することができる。

漁業の名称	漁法
あさり漁業	ヨイショを使用してする漁法
しおふき(ばがい)漁業	〃
さるぼう(もがい)漁業	〃

(体長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ右欄に規定する大きさのものは採捕してはならない。

名 称	大 き さ
あ さ り	殻幅12 ミリメートル未満
た い ら ぎ	殻長15 センチメートル以下

(のり漁場での操業禁止)

第7条 第1種区画漁業のり支柱式養殖業を内容とする漁業権の漁場の区域内では第4条の規定にかかわらず毎年9月1日から翌年4月30日までは有共第1号の内容となっている漁業を営んではならない。

ただし、組合長は、理事会の議を経て水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合はこの期間を延長し、又は短縮することができる。

2 前項ただし書きによる期間の延長又は短縮しようとする場合はこれを公示しなければならない。

(行政庁の処分等があった場合)

第8条 法令、法令に基づいてする行政庁の処分(海区漁業調整委員会の指示を含む。以下同じ)により第4条から第7条に規定する事項を変更する必要を生じた場合は、組合長は直ちにその理由及び事項等を公示しなければならない。

(繁殖保護のための作業)

第9条 組合長が理事会の議を経て、水産動植物の繁殖保護を図るため作業を行う必要があると認めるときは、当該水産動植物を採捕している組

合員を招集してこの作業に従事させることができる。

(組合員以外の採捕)

第10条 組合長は、組合員以外の者に対し有共第1号の内容になっている漁業に該当する水産動植物の採捕を認めることができる。

2 前項の採捕をしようとする者は、組合に漁場管理料を納入しなければならない。

3 第1項の水産動植物の種類及び第2項の漁場管理料の額は総会で定める。

(漁業権管理費の負担)

第11条 有共第1号の内容となっている漁業を営む組合員は、有共第1号の維持管理に必要とする経費等にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 前項の行使料は、次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄の単位及びウ欄の行使料の額とする。

ア 漁業の名称	イ 単位	ウ 行使料の額
にし漁業	年間	
ばい漁業	年間	
うみにな漁業	年間	
あかがい漁業	年間	
さるぼう(もがい)漁業	年間	
たいらぎ漁業	年間	
かき漁業	年間	
あさり漁業	1日	300円(消費税を含む)
しおふき(ばがい)漁業	年間	
まてがい漁業	年間	
あげまき漁業	年間	
うみたけ漁業	年間	
おごのり漁業	年間	
いそぎんちやく漁業	前期・後期	ともに5,000円(消費税を含む)
たこ漁業	年間	
あなじやく(まじやく)漁業	年間	5,000円(消費税を含む)
えむし漁業	年間	

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 有共第1号の内容になっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反した事実があるときは、組合長は、理事会の承認を得て、当該組合員に対して当該漁業の全部又は一部の行使をさせないことができる。

2 有共第1号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合長は総会の承認を得て当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項がある場合は総会の承認を得て規約で定める。

(附則)

この規則は、有共第1号の免許の日から施行し、有共第1号の存続期間適用する。

経緯

総会決議 令和 年 月 日

認可 令和 年 月 日